

『身元保証書について』

身元保証書は、身元保証人が被雇用者の経歴や素性に問題がないことの保証と、会社に損害を与えた場合に連帯して賠償責任を負うことを約束させる書類で、日本特有の制度です。民法改正前は、貸金等根保証契約に関する保証の場合は極度額の定めが必要とされていましたが、改正民法（2020年4月）では、個人を保証とする根保証契約に付き、極度額の定めが必要となりました。極度額を記載しないと無効となります。

改正民法においては、保証人の保護が図られ、まず、主債務の履行状況に関する情報提供義務が新設され、主債務者が期限の利益を喪失した場合、債権者は、保証人に対して、期限の利益喪失を知ってから2ヶ月以内に通知しなければなりません。

これは、「身元保証に関する法律」によって定められており、①保証期間は5年が限度、②保証期間を定めなければ3年、③契約の更新が可能、内容に変更があれば保証人に遅滞なく通知しなければ責任は問えない、というもので、5年が過ぎると保証期間が切れてしまい、更新しない場合が多いようです。

それは、あくまで入社時の身元保証で、将来被用者が雇い主に与えるかもしれない損害を担保することを契約することは、不合理な面が有り、社員を業務面で日常監督する立場にあるのは会社自身で有り、日常的に行うべき監督を行わなかったために発生した損害を、保証人に賠償させることは認められません。

身元保証書の提出を拒否した場合は、労働基準法では特に規定はありませんが、会社の就業規則の定めによることとなります。

会社の業態により、金銭を取り扱うような業種は、社員に自覚を促すためにも、採用条件として定めている会社もあります。

身元保証書を求める理由を明確にしておき、不要なトラブル防止のためにも就業規則の「採用」項目に、「会社が必要とした書類を2週間以内に提出しない時は、採用を取り消すことが出来る」なども項目も必要です。

